第三十二条第二号中「金銭」の下に「又は特定売掛債権（前条第二項に規定する特定売掛債権をいう。）」を加える。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令の一部改正）

第八条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）第二項の改正規定中「第四十九条の三第三項」の下に「（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十四条第二項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を「第十四条第二項」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府　財務省　経済産業省令第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第二項第一号及び株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第八項第二号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項を次のように改める。

令第六条第八項第二号に規定する主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

第七十条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第七十条第一項第二十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該商工組合中央金庫等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」に、「不動産を」を「財産を」に、「不動産の」を「財産の」に、「不動産に」を「財産に」に改め、同条第二項第八号及び第十七号中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府　厚生労働省令第七号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第一号イ及び第五十八条の五第二項第一号並びに労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第八項第四号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

第四十五条第四項第二十四号中「銀行（法第五十八条の五第一項第一号に規定する銀行をいう。）」を「信託兼営銀行（法第五十八条の五第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）」を削る。

第九十八条第一項を次のように改める。

令第五条第八項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○経済産業省令第四十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項、第四十八条第一項及び第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気関係報告規則等の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表以外の部分中「第四号まで」の下に「、第五号の二」を加え、同条の表中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号に規定する有害物質（第十二号の二において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合	当該変更に係る事項

第四条の表第六号を次のように改める。

六　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）	

第四条の表第七号の届出期限の欄中「三十日以内」を「、第十二号の二に掲げる場合にあつては電気工作物が有害物質使用特定施設（第十二号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内」に改め、同表第十二号の届出を要する場合の欄中「汚水等を排出する」を「排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる」に改め、同号の届出事項の欄中「構造」の下に「、設備（当該特定施設が水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設に該当しない場合又は同法第五条第二項の規定に該当する場合を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。